

④ 日本人大学院生用しおり (令和7年度前学期授業料免除・徴収猶予)

令和6(2024)年度以前に入学した日本人大学院生は、学業成績及び家計状況に基づいて、授業料免除(徴収猶予)の審査を行います。授業料免除(又は徴収猶予)を希望する場合は、本しおりのとおり、手続きを行ってください。申請は免除か徴収猶予のいずれか一つで、同時に複数申請することはできません。

1. 対象者

- 令和6(2024)年度以前に入学した日本人大学院生で、かつ以下の「申請理由」のいずれかに該当する者

「申請理由」

- 経済的理由………経済的理由により授業料の納付が困難である場合
- 家計支持者死亡…2024年10月1日以降に、学資負担者が死亡している場合
※申請者区分「独立生計学生」を選択する場合、申請理由として「家計支持者死亡」を選択することはできません
- 災害による被災…被災学生である者
※被災学生については、下記をご確認ください。
[被災学生に対する授業料免除 | 茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/shinsei_exemption/index.html)



※理工学研究科博士後期課程の学生で、令和6年度から「茨城大学大学院博士後期課程サステナブルな社会の構築に資する高度科学技術人材育成プロジェクト奨学生」として採用された学生は、令和7年度も引き続き奨学生である場合、令和7年度授業料は「全額免除」となります。その場合、本しおりに記載された大学独自の授業料免除申請は“不要”です。

2. 申請手順

以下の手順で申請を行ってください。

① 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP>在学生向け情報>経済的支援制度>申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除／徴収猶予) ➔「④令和7年度大学院在学生(日本人)である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/shinsei_exemption/index.html



② 書類の提出

●提出期限

令和7年2月28日(金)厳守

※郵送で提出する場合は、2月28日(金)必着

●提出書類

以下、『3. 提出書類について』を確認してください。

●提出先

«窓口に提出する場合»

水戸地区:スチューデントライフサポート室 平日 8:30~17:00

日立地区:工学部学務グループ 平日 8:30~17:00

阿見地区:農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認願います。

«郵送で提出する場合»

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛

「令和7年度前学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。

(書類が到着しているかどうかのお問合せには回答いたしません)

※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

※本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ①を参照)。

◆該当する「申請者区分」の必要書類を提出してください。

「申請者区分」

一般学生………生計維持者が原則、父母である学生

独立生計学生……原則として下記①～③を全て満たす者

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者

②父母と別居している者

③本人(配偶者があるときは配偶者を含む)に収入があり、その収入について申告がなされ、課税証明書が発行される者

(提出書類) ○…全員提出、△…該当する場合のみ提出

一般学生	独立生計学生	提出書類
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式 A:提出書類チェック票
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式 006:2025年度茨城大学独自学費免除(または徴収猶予)申請書
<input type="radio"/>	—	生計維持者(父・母)(非)課税証明書(原本) ※令和 6 年度(令和 5 年分)の証明書を発行してください。 ※当該年度の所得がなく課税されていない場合は、非課税証明書を発行してください。

—	○	生計維持者(学生・配偶者)の(非)課税証明書(原本) ※令和6年度(令和5年分)の証明書を発行してください。 ※当該年度の所得がなく課税されていない場合は、非課税証明書を発行してください。
○	—	生計維持者(父・母)の世帯全員分の住民票(原本) ※令和7年1月1日以降に発行されたもの ※『この写しは世帯全員分の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票を提出してください。 ※学生本人又は就学中の兄弟姉妹が住民票を異動している場合は、学生本人又は就学中の兄弟姉妹の住民票は提出不要です。
—	○	生計維持者(学生・配偶者)の世帯全員分の住民票(原本) ※令和7年1月1日以降に発行されたもの ※『この写しは世帯全員分の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票を提出してください。
—	△	様式007:年収入額(実績・見込)証明書 課税証明書が提出できない者で、給与収入がある者のみ提出 ※給与収入実績額(2024年1月～12月)を勤務先が証明する書類となります ※給与明細のコピー、通帳等(入金履歴)のコピーでも代替可能です
△ 被災	△ 被災	被災学生のみ提出(以下の該当するいずれかを提出) ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記を確認してください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp)
△ 家計支持者死亡	—	家計支持者死亡の者のみ提出 ・戸籍謄正本の除票 ・住民票の除票 ・死亡届の写し ※2024年10月1日以降に学資負担者が死亡した者は、上記いずれかを提出
—	○	以下のいずれかを提出 ・学生本人の健康保険証コピー ※「本人」と記載があるもの、もしくは世帯主が学生本人であるという記載があるもの ・マイナポータルより健康保険証情報画面を印刷したもの
△	△	様式008:申立書 以下のいずれかに該当する場合は、提出してください。 ①父母の含まれる世帯全員分の住民票及び父母の課税証明書について、父母が既に死去している等により提出ができない場合 ②貸与奨学生のみで生計を立てており、課税証明書による収入確認ができない場合 ③ 給付奨学生を受給している場合 ④ 独立生計学生について、海外在住等の理由で日本において市町村民税が課税されておらず、学生本人(及び配偶者)の課税証明書が提出できない場合 ※②、③に該当する場合は「申立書」と併せて採用されている奨学生の決定通知書・奨学生証等のコピーを提出すること。

—	△	採用されている奨学生の決定通知書・奨学生証等のコピー ※給与収入がない独立生計学生で、貸与型奨学生のみで生計を立てており、課税証明書による収入の確認が困難な場合、又は給付型奨学生を受給している場合は提出してください。
---	---	---

4. 免除および徴収猶予について

授業料免除は、授業料の全額または半額、もしくは1/4額を免除する制度です。

授業料徴収猶予には「延納」と「月額分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月額分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。

5. 選考について

学業成績と家計状況の2つに基づき審査します。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。ただし、被災学生は家計基準のみで判定されます。なお、修業年限超過者は選考の対象とはなりません。

(1) 学業成績について

前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学業等の基準(ア、イのいずれかに該当)	
ア	学業成績の評定平均値が2.8以上であること
イ	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、授業料免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
	2	GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、他の学修意欲が低い状況にあると認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準修得単位数】

学年	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院
2	10 (5)	4 (2)	23
3		8 (6)	

※学年は 2025 年 4 月時点の学年です。

※ () の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

(2) 家計状況について

【所得割額段階表】

基準	所得割額(生計維持者の合算額)	備考
I	0 円	250 万円未満
II	100 円～ 51,300 円未満	250～350 万円未満
III	51,300 円～102,600 円未満	350～470 万円未満
IV	102,600 円～154,500 円未満	470～590 万円未満
V	154,500 円～304,200 円未満	590～910 万円未満

※政令指定都市に居住している場合は、税源移譲前の金額を使用します。

【判定基準表】

学種	授業料免除適格者			徴収猶予適格者 I～V
	全額	半額	1/4 額	
修士・博士前期課程 (日本人)	I	II	III	
博士後期課程(日本人)	I	II～V	—	
専門職学位課程	I	II	III	
被災学生	I	II～V	—	

■本学では、申請者自身が免除の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、家計基準を採用しております。具体的には、申請者区分「一般学生」の場合は原則として父母の市町村民税所得割額の合算額を上記の「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行います。申請者区分「独立生計学生」の場合も原則、本人及び配偶者の課税証明書の「市町村民税所得割額」を用いて算定します。ご自分がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、免除等の申請をしてください。

6. 結果通知について

申請した授業料免除の結果については、令和7年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※申請する学期の途中で休学や退学等を予定している者は申請できません。授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 留意事項

■手続きは、必ず学生本人が行ってください。

■書類の記入は、黒色ボールペンで記入してください。(消せるペンは使用不可)

申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。(修正液や修正テープ使用不可)

■提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。

■提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。

■授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。

■大学独自の入学料・授業料免除制度は、毎年の予算額に応じて内容に変更があります。収入状況に変化がない場合でも、毎年同じ免除金額になるとは限りません。また、入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行いますが、免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため、適格者であっても必ずしも免除になるものではありません。

■申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。

■虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。

■申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

■他の学費免除制度との併願が可能です。本申請の結果、免除が許可された場合の他制度への影響につきましては、申請者自身が他制度の要項等をご確認ください。

8. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問合せください。